

【契約締結時交付書面】

(この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

住所:

商号又は氏名: _____ 様

商号 株式会社ジャパン・ファンド・マネージメント
本店所在地 〒530-0041 大阪市北区天神橋三丁目1番34-406号
事業所所在地: 大阪市北区梅田1丁目11番4号-1100
大阪駅前第4ビル11階
TEL: 06(4799)9255

契約年月日(西暦) _____ 年 月 日

契約期間(西暦) _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

1. 投資顧問契約の内容及び報酬等について

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいてお客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

2. 提供する投資助言の内容および方法、報酬等について

1. 投資顧問契約による報酬等について

当サービスの投資顧問契約は以下のとおりとする。

このサービス内容や報酬等の詳細は下記のとおりです。当サービスは、当社が国内の株式の価値の分析およびその分析に基づく投資助言を行うものであり、契約に基づいて助言報酬を頂きます。

下記に定める報酬以外の費用(振込手数料や各証券会社のソフトを使用する場合の通信費・ソフト代金は除く)は一切頂きません。

① ベーシックコース

[1] 報酬 授業90分×5回(3ヶ月)28万円(税別)

受講者は講座受講後も再受講の意思表示をし、改めて契約締結をすることにより月額2万円(税別)で再受講が可能です。

[2] 助言の方法、サービスの内容等

・3ヶ月以内に5回の授業を行い、3ヶ月間毎週1回のマーケット状況、話題の銘柄についての分析内容に関する定期レポートをメールで提供する。サービスの内容としては、講座内で、講師が株の現物買いに関する理論を教え、助言者が週一回のメール配信にて株式相場の価格に対して、株式の価値等の判断をし、顧客は当該メールによる助言を受けて、助言内容の売買をするかを判断するものとなる。

② マスターコース

[1] 報酬 授業90分×5回(3ヶ月)48万円(税別)

講座受講後も受講者が再受講の意思表示をし、改めて契約締結をすることにより月額2万円(税別)で再受講が可能です。

[2] 助言の方法、サービスの内容等

・3ヶ月以内に5回の授業を行い、3ヶ月間毎週1回のマーケット状況、話題の銘柄についての分析内容に関する定期レポートをメールで提供する。サービスの内容としては、講座内で、株の信用取引、空売り、デイトレード理論について教え、助言者が週一回のメール配信で株式相場の価格に対して、株式の価値等の判断をし、顧客は当該メールによる助言を受けて、助言内容の売買をするかを判断するものとなる。

③プロトレードコース

[1] 報酬 授業120分×5回(6ヶ月) 58万円(税別)

講座受講後も再受講の意思表示をし、改めて契約締結をすることにより月額2万円(税別)で再受講が可能です。

[2] 助言の方法、サービスの内容等

・6ヶ月以内に5回の授業を行い、毎週1回のマーケット状況、話題の銘柄についての分析内容に関する定期レポートをメールで提供する。サービスの内容としては、講座内で、デイトレスキャルピング、1DAYトレード、プロが使うパラメータトレードの理論について教え、助言者が株式相場の価格に対して、株式の価値等の判断をし、顧客は助言を受けて、助言内容の売買をするかを判断するものとなる。

④メールサポートコース

[1] 報酬 月額2万円(税別)

[2] 助言の方法、サービスの内容等

・毎週1回のマーケット状況、話題の銘柄についての分析内容に関する定期レポートをメールで提供する。

⑤コンサルティングコース

[1] 報酬 1回 60分 1万円(税込)

[2] 助言の方法、サービスの内容等

・個別コンサルティングの希望者に対し、電話又は対面での個別コンサルティングを開催する。個別コンサルティングの日程については、顧客と相談の上決定する。

⑥単発監視銘柄配信コース

[1] 報酬 1回 3万円(税別)

[2] 助言の方法、サービスの内容等

・株式の個別有望銘柄についての情報をメールで1回配信する。配信については受講料支払後、1年以内に大きなニュースがあった場合やイベントがあった場合に行う。

なお、上記いずれのコースにおいても、各証券会社のソフトを使用する場合は、通信費・ソフト代金が発生するため、各個人の責任において負担する。

II. 助言報酬の支払方法と支払時期

①ベーシックコース

最初に講座の申し込みをした後、第一回講義開始前に講座の受講料を銀行振り込み又はクレジットカードによりお支払いいただきます。再受講の場合は、再受講する講座の前月末までに講座の受講料を銀行振り込み又はクレジットカードによりお支払いいただきます。なお、振込手数料はお客様負担とさせていただきます。

②マスターコース

最初に講座の申し込みをした後、第一回講義開始前に講座の受講料を銀行振り込み又はクレジットカードによりお支払いいただきます。再受講の場合は、再受講する講座の前月末までに講座の受講料を銀行振り込み又はクレジットカードによりお支払いいただきます。なお、振込手数料はお客様負担とさせていただきます。

③プロトレードコース

最初に講座の申し込みをした後、第一回講義開始前に講座の受講料を銀行振り込み又はクレジットカードによりお支払いいただきます。再受講の場合は、再受講する講座の前月末までに講座の受講料を銀行振り込み又はクレジットカードによりお支払いいただきます。なお、振込手数料はお客様負担とさせていただきます。

④ メールサポートコース

最初に申し込みをした後、サービス開始月の前月末日までに受講料を銀行振り込み又はクレジットカードによりお支払いいただきます。なお、振込手数料はお客様負担とさせていただきます。

⑤ コンサルティングコース

申し込みをした後、コンサルティング予定日の前日までにコンサルティング料を銀行振り込み又はクレジットカードによりお支払いいただきます。なお、振込手数料はお客様負担とさせていただきます。

⑥ 単発銘柄配信コース

最初に申し込みをした後、配信日の前日までに受講料を銀行振り込み又はクレジットカードによりお支払いいただきます。なお、振込手数料はお客様負担とさせていただきます。

〇〇 様は、〇〇 会員といたします。

コンサルティングコース会員の場合のコンサルティング予定日は、 年 月 日といたします。

単発銘柄配信コース会員の場合のメール配信は、 年 月 日までに配信いたします。

3. 有価証券等に係わるリスク

投資顧問契約により助言する株式についてのリスクは、次の通りです。

当社の投資助言や提供情報はお客様の利益を保証するものではありません。取引に際しては、取引を行う金融商品取引業者の金融商品の説明を良くご覧いただき、下記リスク等を十分に理解のうえ、投資の最終決定はご自身の判断と責任において行ってください。

当社又はインターネット事業者等の事情により、メール等の配信が行われない場合や遅れる場合、受信できない場合があります。

① 株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変更などにより、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

② 株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③ 信用取引等：信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

4. 契約の解除について

(1) クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、金融商品取引法第37条の6に基づき、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱い、次のとおりです。

① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の清算は、次のとおりとなります。

上記書面による解除を行う旨の書面を発した日が講座の開始日より前の場合（投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合）：契約を締結するために通常要する費用（電話代、封筒代などで、旅費などは含まれない）を差し引き、報酬を返還します。契約解除に伴う損賠賠償、違約金等は発生いたしません。

上記書面による解除を行う旨の書面を発した日が講座開始日以降の場合（投資顧問契約に基づく助言を行っている場合）：受講回数に応じ、契約解除日以降の未受講講座に相当する報酬として算定した金額を返金します。契約解除に伴う損賠賠償、違約金等は発生いたしません。

(2) クーリング・オフ期間以降の契約解除の場合は、顧客から解除する旨の書面が当社に到達した日を解除日とします。解除日が講座の開始日より前の場合、契約を締結するために通常要する費用（電話代、封筒代などで、旅費などは含まれない）を差し引き、報酬を返還する。解除日が講座開始日以降の場合には、受講回数に応じ、契約解除日以降の未受講講座に相当する報酬として算定した金額を返金します。

5. 分析者・投資判断者 松尾泰次

6. 助言者 松尾泰次

7. 顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

8. 当社への連絡方法

以下のeメールアドレス、電話番号にご連絡下さい。

eメールアドレス info@j-f-m.jp

電話番号 06 (4799) 9255

9. 禁止事項

当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

○ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

○ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

○ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

○ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと